

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 0 回)

平成31年1月25日

開会 16時00分

閉会 16時22分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	—	○
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	—	○
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第10回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 開催日時 | 平成31年1月25日(金) 16時00分 |
| 2 開催場所 | 市健康福祉センターデ・アイ研修室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外24名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記 | 大西調査員 |

矢櫃局長 新年を迎えまして初めての総会となりますので、総会に先立ちお手元にご配付の深川市農業委員会憲章を全員で朗唱いたします。ご起立願います。
(深川市農業委員会憲章朗唱)
ご着席願います。

矢櫃局長 開会宣言(16時00分)
只今から平成30年度第10回深川市農業委員会総会を開催いたします。昨日、渡辺委員と塩尻委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。それでは会長よりご挨拶をいただきまして議事に入らせていただきます。

菊入会長 平成最後の年が明けまして早や25日が経過いたしました。改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願います。
昨年は低温、大雨、地震など多くの災害に見舞われ、そして農産物も不作となり、作柄も低温の大変な影響を受けて残念な結果となり苦勞した年でありましたが、今年は平穩で豊作となるように願うところであります。さて今日の農業新聞の中に種子法に関連して北海道や県の条例制定について記載されておりましたし、農業関連法案4法案が国会に上がる中で農地中間管理機構に係る法令制定をなるべく早く進めていきたいというような記事が掲載されておりました。まだまだ変化していく農業情勢、状況であります。迅速に対応していけるよう農業委員として、そして一人の農業人としても研鑽に努めて行かなければいけないかなと思うところであります。
それでは平成30年第10回目の総会に入っていきたいと思っております。よろしく願います。

菊入会長 日程第1、議事録署名委員を指名します。
11番青木委員、12番山川委員を指名します。

菊入会長 日程第2、諸般報告、(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長より報告します。

矢櫃局長 それでは私から12月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務についてご配付の業務報告書により報告させていただきます。

12月26日、第9回深川市農業委員会総会を市役所3階大会議室で開催しております。総会終了後、会長、会長職務代理者、3特別委員長から市長に対し、平成31年度農業委員会予算の要望をしたところです。28日、農業委員会仕事納め式を会長にご出席いただき行っております。

1月に入りまして、4日、農業委員会仕事始め式に会長にご出席いただき年頭のご挨拶をいただいた後、深川市の仕事始め式に会長が来賓として出席しております。8日、深川市新年交礼会が開催され会長と会長職務代理者、星野委員と私が出席しております。9日、深川市都市計画審議会が開催され会長が委員として出席しております。同日、深川市農村青年部協議会定期総会がきたそらち農協本所にて開催され会長職務代理者が出席して

	<p>おります。11日、深川市議員会新年交礼会が開催され会長が出席しております。21日、北海道農業者年金協議会主催の市町村農業者年金協議会代議員等研修会が美唄市で開催され会長ほか委員4名と田所主事が出席しております。24日、平成31年度農地保有合理化事業及び農地中間管理事業実施計画協議が岩見沢市で行われ、河崎主任が出席しヒアリングを受けております。本日25日、午前9時から農地特別委員会を開催しております。本日、深川市農業対策協議会の監事である会長職務代理者がプラザホテル板倉にて監査を行ない、その後、同会場においてその協議会総会に会長が副本部長として出席し会長職務代理者と私も出席しております。その協議会総会終了後には深川市農民協議会主催による農業フォーラム2019が開催され、会長、会長職務代理者と私が出席したところです。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>日程第3、委員会報告に入ります。</p>
小倉委員長	<p>(1) 農地特別委員会開催結果報告を小倉委員長より報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>報告が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。</p>
田所主事	<p>はじめに、報告第1号調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p> <p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。</p> <p>今月は42件で、番号1番から21番までが賃貸借に係るあっせん申し出で、番号22番から42番までが売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は番号1番から30番までが平成31年1月4日、番号31番から42番までが平成31年1月7日です。</p> <p>あっせん申出者、土地の所在などその他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。</p>
大西調査員	<p>続いて、報告第2号現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p> <p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり確認のうえ交付しましたので報告いたします。</p> <p>今月は5件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は全件地目変更のためです。</p> <p>番号1番から5番まで全て本年度の非農用地利活用促進事業の対象地であり、番号1番、2番、4番及び5番は平成30年11月15日から、また番号3番は平成30年8月31日からそれぞれ農地として利用しており、農業委員会内規2-(1)-クの公簿地目が非農用地の土地について農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合、に基づき番号1番から4番までは田として、番号5番は畑として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。</p>

菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p> <p>はじめに、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので審議をお願いいたします。</p> <p>今月は8件です。番号1番は借主経営縮小のための解約、番号2番は借主の経営移譲のための解約、番号3番は貸主が売買するための解約、番号4番は借主経営合理化のための解約、番号5番から8番までは貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については番号1番から4番までが平成31年1月4日、番号5番から8番までが平成31年1月7日です。</p> <p>解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、同法第16条第1項による中間管理機構への買入協議が必要と認められたものにつき深川市長に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は12件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この12件につきましては来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっております。買入れ協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等については記載のとおりとなっております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は44件で、番号1番から30番までが賃貸借の案件、番号31番から44番までが売買の案件です。番号1番から16番までと18番から22番までが合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、そのうち番号1番と14番は合わせて残地も貸し付けるものです。期間は番号1番から5番まで、7番から9番まで、11番、15番、21番が5年間、番号6番、10番、12番から14番まで、16番、18番が10年間、番号19番、20番、22番が3年間です。番号17番は出し手が高齢により経営縮小するもので期間は5年間です。番号23番から27番までは再設定の案件で期間は番号23番と24番が10年間、番号25番と26番が3年間、番号27番が5年間です。番号28番から30番までは受け手が農地売買等支援事業の一時貸付けにより経営拡大を図るもので期間はいずれも5年間です。</p>

	<p>番号31番以降は売買の案件です。番号31番は貸付地をそのまま受け手に処分するので資金対応はL資金です。番号32番は出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号33番、35番、38番から41番までは合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号33番、35番、40番、41番がL資金、38番と39番が自己資金です。番号34番、36番、37番は出し手が経営移譲するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は番号34番がL資金、36番、37番が自己資金です。番号42番から44番までは農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由としましてはいずれも返還された農地を処分するため、その内番号43番、44番は併せて残地も処分するものです。これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号7番で野上委員、番号10番、11番、25番から27番まで、33番で岡田会長職務代理者の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
古村主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は3件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。</p> <p>番号1番は譲受人が学生寮を建築するもので譲渡人がこれに賛同したものです。番号2番は譲受人が建設工事用資材及び機械置場を設置するもので譲渡人がこれに賛同したものです。番号1番及び2番の申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により3種農地に該当し許可相当と認められるものです。番号3番は農用地区域内にありますが現在除外手続き中です。申請理由としては農業後継者である譲受人が地域の市営住宅を借りて生活していますが、父の経営する農業に通い作により従事しており経営地に隣接する申請地に農家住宅等を建設するもので、近辺に代替地も無いため農地を使用するもので農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当し転用止むを得ないとするものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で議事はすべて終わりましたので平成30年度第10回深川市農業委員会総会を終了します。</p>
	<p>(総会終了 16時22分)</p>